



2001

No.2

The Natural Science Publishers' Association of Japan

自然科学書協会会報

発行人・朝倉邦造
編集・広報委員会
発行・2001年4月15日

社団法人 自然科学書協会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-20 文化産業信用組合内 TEL03-3292-8281

再販問題に「当面存置」の結論

「再販対話」委員の立場から

志村 幸雄

(税制・再販問題特別委員会担当常務理事)

著作物再販売価格維持制度について、公正取引委員会がこの3月下旬、「当面存置」という結論を公表しました。出版業界にとってこの問題が文字通り喉元に突き刺さったトゲであったことを考えると、まずは歓迎すべき結論といえましょう。再販制度の維持は、特に私ども専門書出版社にとって“死活的に”重要な意味を持っているだけに、今回の決着でようやく本来の出版活動に取り組む素地を取り戻したといえます。

公取委自らが指摘しているように、この結論が私どもとの「対話」や国民各層からの意見の集約というプロセスを踏まえて導き出されたことは評価されるべきです。現に公取委との対話は、当初予定の5回に加えてさらに回数を重ね、都合12回にも及びました。しかも再販制度にかかわる論点を洗い出して議論の場に持ち込んでみると、その間口は意外に広く、奥行きもまた深いのです。双方がこれらの問題に対して、時には激論を交わし、時には理解を示し合うことによって今回の結論が導かれたとすれば、密室談義とか時間の浪費といった一部団体の非難はいささかの外れという他はありません。ここではっきりした

ことは、出版物が内在する文化的・公共的性格の重さが、再販維持制度廃止の理論的な立脚点である競争政策よりも重視され、優先されたという事実です。

専門書、とりわけ自然科学書の特殊性に対する認識が進んだことも収穫の一つです。当協会の再販問題に対する基本姿勢は、過去2回にわたる廃止反対声明や、公取委側と関係委員の話し合いの場を通じてその都度明らかにしてきましたが、商品特性的にみて本来、非再販化にはなじまないのです。だから、再販制度が残ったなどというつもりは毛頭ありませんが、再販対話の場で、公取委側から何を再販商品として残すかの「コア論」が提起された事実から察すると、その対象分野として専門書が念頭にあったことは否定できません。

以上のような経緯から導き出された結論にもかかわらず、今回の公表文で存置期間を「当分」と限定したり、「今後とも……廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注する」としているのは理解に苦しみます。国民各層から寄せられた意見には廃止すべきとの意見もありましたが、多数を占めたのはあくまでも維持派だったはずで、公取委は今後、その国民の意思をマインドコントロールでもして自説に誘導しようと考えているのでしょうか。

最後に、今回の公表文にも示されている弾力的運用・流通改善への対応は、私ども専門

書出版社にとって重い課題といえます。しかし、対読者サービスという観点から考えれば、現在すでに実行中のものを含めて、改めて戦略的な対応が必要のように思われます。税制・再販特別委では、今後こんな問題にも目を向けていきたいと考えています。

公取委の結論と私たちの課題

今井 康之

(税制・再販問題特別委員会委員長)

(1) 公正取引委員会の結論について

再販制度の廃止を目指してきた公取委が、この時点で制度を「存続」せざるを得なかったのは、元々、公取委の言い分に道理がなかったことを明らかにする結果となりました。

今回の結論は、文化を「経済論理」で裁断しようとした公取委が自作自演の独り芝居を自らの手で幕引したような結果であって、しかも制度廃止をいつの日にか実行するという文脈の中で出されているこの結論と公取委に対して、肯定的な評価を与える立場に、私たちは元来立っておりません。かかる結果を引き出したのは、言論界とその主張を理解し、支持してくれた世論の力でありました。

この意味において、私たち自然科学書協会と加盟の全出版社が、戦線の一翼を担って、原則的な立場からあらゆる努力を重ねてきた成果が、今日のような決着を見たことをお互いに喜びたいと思います。ご苦労さまでした。

(2) 今後の課題について

公取委は、引き続き可能な限り再販制度の弾力的運用をわれわれに要請しております。公取委のいう弾力的運用とは、出版業界にそくしていえば非再版本を積極的に出版せよという事であり、このことが読者の利益にかなうという論理であります。

私たちは、この「読者の利益」という課題を主体的にとらえて、読者の利益に真に応え

ていく出版と流通・販売とは、いかなる姿勢で、いかなることをなしていく必要があるかについて、業界内部でコンセンサスを拡大していくことが、今後の最大の課題だと考えます。

読者の利益とは、本を安売りすることだとする公取委の考えは間違っているのもあって、再販制度の立法の根本精神からいえば、日本文化の発展のために、良質な本を作り読者が求めやすい環境をつくることにあります。

今日の出版不振の原因は、経済不況だけではなく、高度経済成長期から加速された出版業界における悪しき商業主義もまた大きな要因になっているのではないかと思います。これは、再販制度制定のそもそもの精神から出版業界自身が逸脱してきたといわれても仕方ありません。公取委はこれとは全く別の次元からこの制度を廃止しようとしたのですが、この行く末はいっそうの出版文化の荒廃に繋がるという因果関係を見据えておく必要があると考えます。

新聞協会は、昨年、新たに新聞倫理綱領を今日的に見直しました。また、自社の報道が基本的人権を侵さないための第三者機関を設置して自身を監視するという新聞社が生まれており、読者の信頼に応えようとしております。

書協と雑協が1957年に掲げた「出版倫理綱領」の1項と2項には「出版物は、学術の進歩、文芸の興隆、教育の普及、人心の高揚に資するものでなければならない」、「われわれは、出版物の品位を保つことに努め、低俗な興味に迎合して文化水準の向上を妨げるような出版は行わない」とあります。

この出版理念を実現していくためにこそ国の文化政策として再販制度が不可欠だったのですから、出版業界は、公取委の結論を契機にして、弾力的運用などという非本質な次元ではなく、深く反省して出直す必要があると思います。

急がば回れの複写権問題

山本 泰四郎
(専務理事)

日本複写権センターは、特別委託出版物（白抜きR）について「同センターの業務としない」とし、現在委託中の特別委託出版物約14,000タイトルは、昨年12月26日をもって受託および権利処理業務を終了したことを、本年2月19日付けで出版者著作権協議会宛に正式に通知、当協会にも伝えられた。これに対し、当協会は日本複写権センターへ本年3月1日付けで別掲の「抗議書」を提出した。

当協会が、センターの設立当時から積極的に協力と支援を惜しまず今日まで来たことを思えば、文字どおり失われた10年間に等しく大変残念でならないし、経緯を聞けば聞くほど不可解に感ずるのは私だけではないであろう。

そもそも、我々が集中的処理機構の設立を切に願った背景には二つあり、この事を忘れてはならない。

第一は、複写機の進歩・普及に伴って出版物への違法複写が増え続け、しかも違法の複写業者が堂々と営業をしていること。特に専門書の違法複写が最も多く、経営にかかわる切実な問題と化している。

第二は、欧米に見るような集中的権利処理機構設立の準備が進められる中で、著作権審議会第8小委員会は、「現行著作権法では、出版行為は法的に保護がなされているとはいえ、設定出版権の法規定以外には何の保護もなく、今日の複写問題に適切に対応しうる一定の権利を認めることが必要」と報告、結論付けられているが、我々としても念願の法的権利の確立への大切さを認識して運動してきた。

今、出版人の多くの人達が懸念していることは、日本複写権センター設立以前よりも、社会全体が複写に対する意識が薄れているのではないかという事である。

現に、包括扱い1ページ2円の許諾契約使用料約1億5,000万円が、大手企業2,700社から毎年支払われているが、この使用料の中に特別許諾出版物分も含まれているような印象を、企業人のみならず一般の人々にまでも植え付けてし

(社)日本複写権センター
理事長 半田 正夫 殿

(社)自然
理事長



抗議書

貴センターは2000年12月26日開催の臨時理事会において、特別許諾条件該当出版物（複写利用規程第4条(2)エ項該当出版物、いわゆる「白抜きR出版物」）の複写許諾は今後貴センターの業務としないことを決議しました。

当協会会員社を含む各委託出版者は、貴センターの設立以後今日まで、貴センターの「複写等に係る権利等の委託契約約款」ならびに「複写等に係る権利委託契約書」に基づき、出版者著作権協議会（出著協）を通じて「白抜きR出版物」の委託リストを貴センター宛提出し、貴センターはそれらの「白抜きR出版物」を貴センターの管理著作物として取り扱ってきました。貴センターは「白抜きR出版物」の複写許諾申請について貴センターの「複写利用規程」に基づいて権利委託者が委託した条件で許諾を与え、その複写使用料は貴センターの決算上収入に計上し、手数料も徴収してきております。

また、貴センターにおける「白抜きR出版物」の許諾業務が権利委託者の期待通りに機能していないことに鑑み、出著協は1999年10月1日に貴センター宛4項目の要望書を提出しましたところ、貴センターの常任理事会はこれを預かり、検討を要する事項として運営委員会へ付議しました。その過程で、運営委員会は出著協に対して具体的な新しい包括許諾の方式について提案するよう求め、同委員会は出著協が提出した提案をもとに更に検討を加えてきました。

この間の経緯は、明らかに貴センターが「白抜きR出版物」の許諾業務をセンターの正式業務として行ってきた経緯であり、単なる「取り次ぎ業務」という位置付けでなかったことは明らかであります。出著協が当初期待した貴センターにおける「白抜きR出版物」の許諾機能は、不十分ではあるものの、とりあえず制度としても、また実体としてもスタートしていたものといえます。従って、貴センターの今回の理事会決定は、これまで継続して行ってきた「白抜きR出版物」の許諾業務を中止し、以降はその業務を行わないことを決定したものに他なりません。

当協会ならびに出著協は貴センター設立の段階から1頁2円を基本とする複写単価について疑義を表明しておりましたが、特に買単価の高額な専門書については、「白抜きR出版物」の規定に基づいて許諾が与えられることを前提として貴センターの設立と運営に協力してきたものであります。当協会は、とりあえず運用の開始された「白抜きR出版物」を貴センターが本来の目的に沿って積極的に運用し機能させれば、貴センターはナショナルセンターとしての役割を果たし、当協会会員社を中心とする「白抜きR出版物」の出版者の要望は満たされると期待しておりました。当協会の所属する出著協はそのために貴センターに対して要望書を提出し、「白抜きR出版物」を機能させるための新たな包括契約についての提案を行い、資金的、人的援助を含めた協力を行うことも提案してきました。

しかし、今回の貴センターの理事会決定は、これまで制度として確立し、実際の運用が開始されたことをこの際改めて中止し、今後「白抜きR出版物」の許諾業務を行わない、というものであります。これは明らかに時代に逆行するものであり、貴センター設立当初の著作団体連合、学協会著作権協議会（当時）、出版者著作権協議会の合意、つまり貴センターは「白抜きR出版物」を含めて業務を推進していくこと、に反するものであります。出著協はこの合意に基づいてこれまでに資金的にも労力的にも貴センターの設立と運営に協力しており、当協会はたとえ理事会決定が多数決原理に基づいた決議であったとしても、到底その決定に理解を示すことはできません。

よって、当協会は、貴センターがこれまで「白抜きR出版物」の許諾業務と複写使用料の徴収を積極的に行うという義務を果たさなかったことはもとより、今後は同出版物の取扱いを中止するという今回の貴センター理事会の決議、ならびにこの決議を是とした著作団体連合と学術著作権協議会に対し、その対応に強く抗議するものであります。かかる事態において、今後は「白抜きR出版物」が貴センターの管理著作物ではなくなったこと、従ってその複写については権利保有者の許諾が必要であるということについて複写利用者への周知徹底をはかり、利用者間に混乱を招かないよう最大限の施策を講ずることを抗議とともに要望します。

まったのではないかと。

日本の知的所有権に対する認識があまりにも低すぎるといわれて長い、現在のセンターの運営内容は、2円の低廉価格問題といい、今回の白抜きR切り捨て問題といい、むしろ知的所有権の低下を増幅しているような気がしてならない。

この事態は、日本の出版文化を衰退させていく要因になりかねないし、日本文化の根幹にかかわる問題であるともいえる。

さて、我々専門書出版社は、今後どう対処しなければならないのか。今回振り出しに戻された白抜きRの出版物の考え方や、処理の選択肢は幾つかあるが、しかしそれ以前に出版社自ら著作権・出版権を守る確固たる姿勢を堅持することこそが肝要ではないだろうか。そして、出版権の法制化に向けての運動を、先人の理念や取り組みを復習しながら再始動させることではないだろうか。

これは遠い道程かもしれないが、〈急がば回れ〉である。

今回の事態に際して、〈磯際で船を破る〉の諺どおり、船頭の大切さを噛み締めている。

「再販問題・複写権委託問題」説明会開催

当協会は、4月2日(月)3時より「再販問題・複写権委託問題」説明会を日本出版クラブで開いた。長祥隆総務担当常務理事の司会で始まり、朝倉邦造理事長の挨拶に続き、志村幸雄税制・再販問題担当常務理事より再販制度維持の決着をみた経緯と、弾力運用、流通改善など今後への対応策について説明があった。公取側は今後も見守る姿勢を崩していないが、廃止の前提になるのはあくまでも国民的合意であるとの見解が示された。

次いで、佐藤政次著作・出版権委員会担当常務理事より、日本複写権センターが特別委託出版物(白抜きR)を正式業務としなくなった経緯についての説明がなされた。また複写権の問題と出版権の法制化はセットで考えるべきもので、この問題の何らかの決着をみないと実行力がないことを強調した。

次いで、著作・出版権委員長の及川清理事から、日本複写権センターから各社に戻った現在、どう処理したらよいかの説明があった。白抜きR出版物についての今後の方策として、①各出版社自体で管理する、②改めて日本複写権センターの通常委託出版物(1ページ2円)に預ける、③新しく発足した(株)日本著作出版権管理システムに預ける、の三つの選択肢が考えられる。しかし、これは各出版社の判断で行なうしかないことなどの説明がなされた。

当協会側の説明が終了して、一旦休憩に入った後、新会社である(株)日本著作出版権管理システムの金原優社長(協会常務理事)より、会社内容・運営について、また日本医書出版協会秦著作・出版権委員会委員長より、著作・執筆者からの権利委託と出

出版物への表示についての説明がなされた。これに対して、活発な質疑応答があった。(広報委員会)

【会員の動き】

◆新入会員

- ・理工学社(概要別紙)
- ・照林社(概要別紙)

◆下記会員社より当協会代表者の変更届けがあった。

- ・(株)誠文堂新光社
旧代表者 瀧田 實
新代表者 小川 雄一
- ・(株)電気書院
旧代表者 田中 久雄
新代表者 田中 久米四郎
- ・日本工業出版(株)
旧代表者 小林 作太郎
新代表者 小林 大作

◆平成13年1月23日、日本工業出版(株)の当協会代表者小林作太郎氏のご逝去された。

◆平成13年1月28日、昇龍堂出版(株)の当協会代表者斉藤峰一氏のご逝去された。

編集後記

◇前号、岩波書店大塚社長の国際ブックフェア見学記には驚いた。確かに日本人として恥ずかしい。日本からノーベル賞受賞者が少ないのと通じる要因がありそうだ。今年も、参加締切りが迫っている。

再販・複写問題など、わかり難いことも多いが幸いに広報委員の中には要衝にある人が多く、それだけに協会理事会のような雰囲気になることもあって、編集会議は勉強になる。

協会の取り組んでいる問題についても無関心の会員も多そうだ。共通問題を発掘するやら、理事会の議事を会誌に積極的に流すとか、または会員からの投稿なども期待できないものか。(F. I)

第49期・50期広報委員会

- <担当常務理事> 志村 幸雄(工業調査会)
- <委員長> 江面 竹彦(産業図書)
- <副委員長> 今井 康之(岩波書店)
- 本郷 允彦(南江堂)
- <委員> 池田富士太(科学新聞社)
- 井上 昭彦(朝倉書店)
- 新谷 滋記(工業調査会)
- 相馬三喜男(南江堂)
- 平田 直(中山書店)